

東急株式会社  
取締役社長 高橋 和夫 様

川崎市長 福田 紀彦

等々力緑地再整備・運営等事業に係る民間提案に対する検討結果について（通知）

日頃から、本市の民間活用の取組に御理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年2月28日付けで貴社から提出のありました、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第6条第1項に基づく標記提案について、同法同条第2項による検討を行った結果、次のとおりとなりましたので、通知いたします。

- 1 提出いただいた提案につきましては、本市の附属機関である、「川崎市民間活用推進委員会」に「民間提案審査部会」を設置し、提案内容の審査を進めてきたところですが、審査部会における審議が終了し、9月30日付けで民間提案審査部会から市に対し、審査講評の提出がありました。
- 2 1の審査講評において、「提案の妥当性は認められるものの、提案の具体的な実現可能性等を判断するためには、市民等や提案内容の検討に必要となる有識者等を交えながら、さらに検討を深めていく必要があると判断する。」との意見があったことから、本市として、提案内容を含め、民間活力導入の実現可能性等について、さらなる検証を進めることといたしました。
- 3 2のさらなる検証を進めるにあたっては、社会環境の変化による新たな課題や、自然災害リスクの高まりを踏まえた防災・減災の視点からの等々力緑地の役割の再検討などと併せて、これらの課題解決に向けた「等々力緑地再編整備実施計画」の改定が必要であると判断し、この改定作業を進めるため、別添のとおり、「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」を策定いたしました。

本市といたしましては、今後、当方針に基づき、貴社との間で、貴社のノウハウや提案内容の公表、活用に向けた協定を締結し、提案内容の実現性について共に検討してまいりたいと考えておりますので、貴社におかれましては、引き続き、等々力緑地再編整備事業の推進に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上につきまして、PFI法第6条第2項に基づく検討の結果として通知いたします。

（添付資料）

- ・「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」について【資料1】
- ・「等々力緑地再編事業に係る民間提案」に関する審議結果について【資料2】

【本通知に関すること】

（総務企画局行政改革マネジメント推進室 織裳）  
電話 044-200-3641

【等々力緑地再編整備事業に関すること】

（建設緑政局等々力緑地再編整備室 沼田）  
電話 044-200-2417